

5 調和ある景観形成基準等

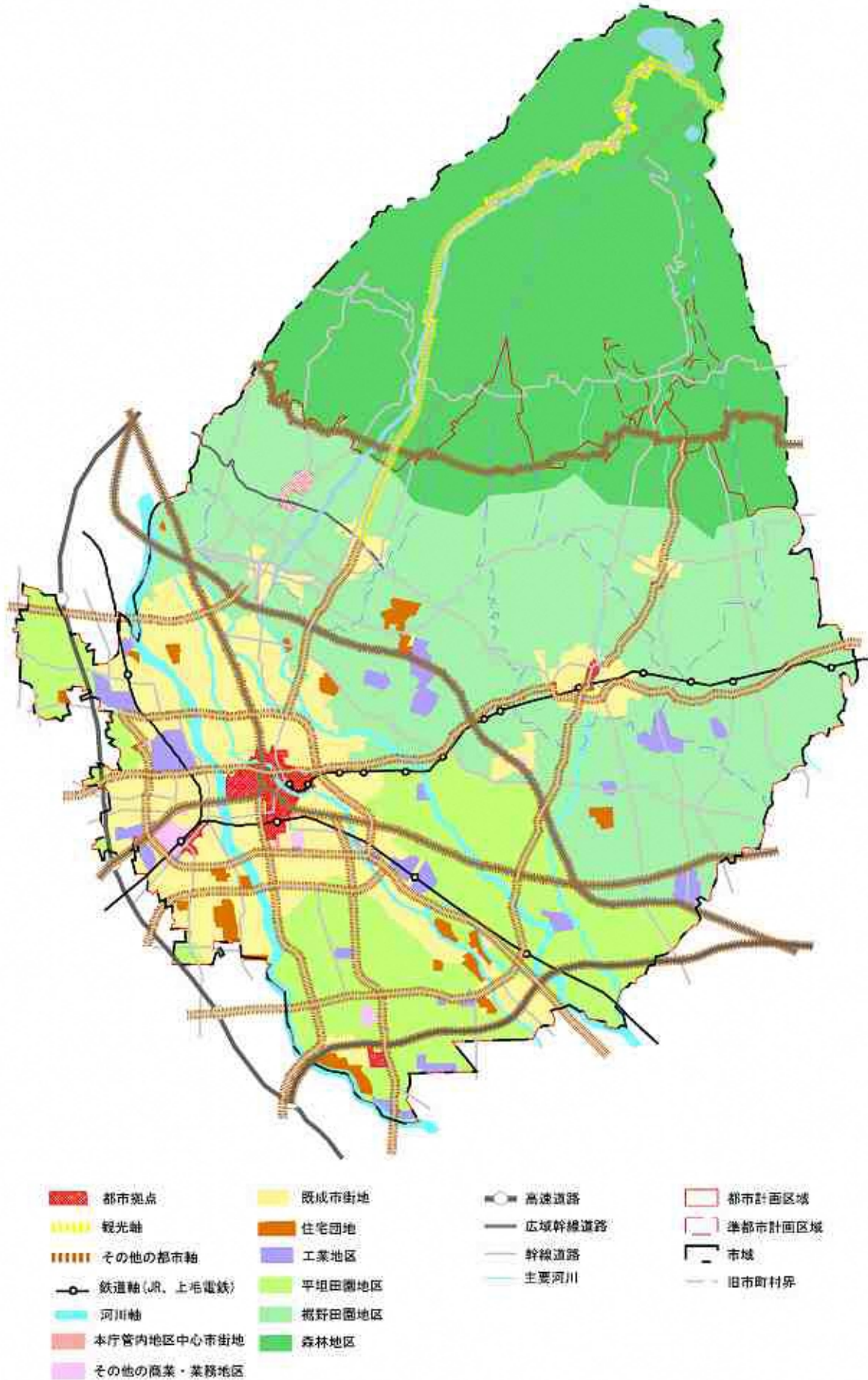
(1) 景観類型

現在の美しい前橋の風景を守り、将来質の高い景観を形成していく基礎的環境を整えることを目的として、景観類型毎に「調和ある景観形成基準」を定めます。

調和ある景観形成基準の景観類型にあたっては、現況及び将来的な土地利用の方向性や拠点性・軸性といった都市構造を踏まえるとともに、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性に配慮します。

景観類型	現況及び将来的な土地利用の方向性や都市構造による類型		景観資源との関係性や地形から細類型	
拠点 的 景 観	都市 拠 点	前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点(前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられる都心核、地域核の商業系土地利用)	地区の区分は行わない	
軸 的 景 観	都市 軸	利便性・安全性とともに、赤城山等の山並みを背景として調和のとれた道路景観の形成が求められる軸(前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられた広域都市軸、放射都市軸、環状都市軸の道路境界から30mの沿道区域)	観光軸	都市軸は、赤城山観光に関連する違いから、2つに区分する
	鉄道 軸	印象的な風景とともに、前橋の原風景を創り出す上で重要な役割が求められる軸(前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造における軌道交通軸(上越線、両毛線、上毛電鉄)に接する敷地)	その他の都市軸	
	河川 軸	地域の景観の骨格をなすとともに、環境の向上を図る上で重要な役割が求められる軸(緑の基本計画における水と緑の軸(利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川、寺沢川、藤沢川、天狗岩用水・滝川)に接する敷地)	地区の区分は行わない	
都 市 的 景 観	商業・ 業 務 地 区	現況又は将来的な土地利用において、主に商業地、業務地として利用されることがのぞましく、まちの活力やにぎわいづくりに配慮すべき地区	本庁管内地区 中心市街地	商業・業務地区は、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	住宅 地 区	現況又は将来的な土地利用において、主に低密住宅地、一般住宅地、複合市街地として利用されることが望ましく、住宅地としての快適性に配慮すべき地区	既成市街地	住宅地区は、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	工業 地 区	現況又は将来的な土地利用において工業地、流通業務地として利用されることが望ましく、就業環境とともに周辺地区の環境への影響に配慮すべき地区	その他の商 業・業務地区	
自 然 的 景 観	田園 地 区	現況又は将来的な土地利用において田園地として利用されることが望ましく、主に市南西側の平坦部から、森林地区に接する市東側の赤城山の裾野部に広がる、前橋を代表する美しい田園風景を保全すべき地区	平坦田園地区	田園地区は、地形や赤城山、歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性の違いから2つに区分する
	森林 地 区	保安林を主とする地区	裾野田園地区	
			地区の区分は行わない	

〔景観類型図〕



(2) 届出を要する行為等

(2) - 1 民間施設

届出を要する行為

景観計画区域内において、届出を要する行為は、下表の大規模行為です。届出を要する行為は、次項以降に示す「調和ある景観形成基準」に適合している必要があります。

表 届出を要する行為となる大規模行為

	規模	行為
建築物	高さが13m、又は延べ床面積が1,000平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更
工作物	高さが10m、又は築造面積が、1,000平方メートルを超えるもの。建築物と一体のときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が10mを超えるもの	新設、増設、改造、移転又は外観の変更
屋外広告物	高さが10m又は表示面積の合計が50平方メートルを超えるもの。建築物と一体のときは、高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が13mを超えるもの	表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更
土地の区画形質の変更	変更にかかる土地（宅地分譲を目的としない）の面積が1,000平方メートルを超えるもの	
法面・擁壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの	土地の区画形質の変更によって生じるもの

なお増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、届出が必要。

届出の必要はないが、「調和ある景観形成基準」に配慮すべき行為

「届出を要する行為」に含まれない、すべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、行為を行う際は、「調和ある景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

(2) - 2 公共施設

公共施設（国の機関又は地方公共団体が行う行為）についても、民間施設の大規模行為と同様の範囲で景観形成に係わる行為について、「調和ある景観形成基準」に適合するよう、法第16条（届出及び勧告等）第5項（通知の義務）第6項（協議の要請）に基づき、手続き及び措置を求めるものとします。

(3) 調和ある景観形成基準

「調和ある景観形成基準」（建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の基準、その他の行為毎の基準）は、景観類型に沿った類型別基準と、要素別基準の二方向からその内容を定めます。また、類型別基準においては、風景の全体像を示すものとして「指針」を示し、「指針」を具現化するにあたって守るべき項目を「基準」として示します。

それぞれの基準の対象は以下のとおりです。

類型別基準・・・地域性を守り、創り出すための基準

（風景全体（大景観）のあり方、景観資源（小景観）のあり方の基準）

要素別基準・・・敷地周り、隣近所、界限（小景観）の調和を生み出すため基準

言葉の定義

（大景観）・・・建築物と赤城山が背景になった全体の風景（遠景）

（小景観）・・・建築物群・集落風景・田園風景などまちなみ単位の風景（近景）

参考：調和ある景観形成基準・類型別基準の見方

景観の属性・・・景観類型の名称

拠点景観・・・A 都市拠点

【地区の概要】
⇒前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点。
⇒市の中枢である本庁副都心機能を有する新前橋駅周辺、異なる文化圏を形成してきた大胡地区の中心市街地、今後開発が進む前橋南1C周辺から構成される地区など。

地区の概要説明

指針及び基準を補足する景観類型毎の写真

都市拠点の指針

（大景観）
□ 連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、前橋の顔、地域の顔としての都市景観を形成する。
□ その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）
□ それぞれの地域が担うべき拠点機能に配慮し、それぞれの地域のもつ歴史・文化や周辺環境に配慮した景観形成を心がける。特に副都心機能である本庁管内地区の中心市街地や副都心機能を有する新前橋駅周辺においては、顔づくりやまちの品格に配慮した景観形成を心がける。
□ その他の指針は類型共通指針による。

景観類型の指針・基準

都市拠点の基準

（大景観）
一略—
（小景観）
一略—

前橋の景観は、「赤城山が常に控え（大景観）」、その前に身近な建物群・集落風景・田園風景が展開する（小景観）という二層の構図が特徴です。そのことから「調和ある景観形成基準/類型別基準」では、この2つを区分して指針及び基準を示します。

類型別基準

類型共通

類型共通指針

(大景観)

地域ごとに誇りとする赤城山をはじめ、榛名山、妙義山といった山並み(以下これらを「赤城山等」という。)の眺めを保全する。

(小景観)

市域に数多く存在する多種多様な歴史の蓄積により形成された景観資源を生かしながら、全体に調和の取れたまとまりのある景観形成を心がける。

類型共通基準

(大景観)

建築物・工作物(以下これらを「建築物等」という。)や屋外広告物は、赤城山等の眺望に配慮した配置・形態・色彩・意匠・掲出方法(以下これらを「配置掲出方法」という。)とする。

建築物等や屋外広告物は、まちなみ全体として調和した家並みやスカイラインを形成するよう、隣接する建築物等との連続性などに配慮した配置掲出方法とする。

建築物等は、配置の工夫や長大な壁面の適度な分節化(色使い、素材の使い分け、雁行の採用など)などにより、まちなみと背景となる赤城山等との調和を図る。

(小景観)

地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源や地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その景観資源が作り出す風景に配慮した配置掲出方法とする。

丘陵や河川敷、田園風景など眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、その配置掲出方法を周辺の風景に調和させる。

まとまった緑地や地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。

駐車場や駐車場として使用されている空き地は、車の出入り口の集約化や接道部及び敷地内の植栽などにより、まちなみの連続性の確保や周辺の風景との調和を図る。

拠点景観… A 都市拠点

【地区の概要】

前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点。
市の中核である本庁管内地区の中心市街地、副都心機能を有する新前橋駅周辺、異なる文化圏を形成してきた大胡地区の中心市街地、今後開発が進む前橋南IC周辺から構成される地区など。

都市拠点の指針

（大景観）

連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、前橋の顔、地域の顔としての都市景観を形成する。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

それぞれの地域が担うべき拠点機能に配慮し、それぞれの地域のもつ歴史・文化や周辺環境に配慮した景観形成を心がける。特に、市の中核である本庁管内地区の中心市街地や副都心機能を有する新前橋駅周辺においては、顔づくりやまちの品格に配慮した景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

都市拠点の基準

（大景観）

建築物等や屋外広告物は、主要な視点場（県庁、市役所、前橋駅、新前橋駅、利根川に架かる橋）からの赤城山等の眺望に配慮した配置掲出方法とする。

官公庁街の建築物等は、既存の官公庁施設と呼応する形態・色彩・意匠の採用などにより、品格ある景観を保全する。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

建築物等は、駅前広場や道路の施設配置と整合した形態とするとともに、隣接する建築物等の配置、形態、色彩、意匠（以下これらを「配置意匠」という。）と相互に協調させることにより、地域の拠点に相応しいまちなみづくりに配慮する。

建築物等の低層部は、接道部の緑化や開放的なデザイン、適度な壁面後退による植栽スペースや休憩スペースの確保など、ゆとりのある空間を創出し、拠点として公共性の高い景観形成を心がける。

屋外広告物は、周辺の屋外広告物と協調した配置掲出方法とするなど、拠点として品格ある景観形成に配慮する。

住宅地区や田園地区との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し互いを引き立たせる風景を創り出すよう心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

拠点景観… B 都市軸

(「観光軸」と「その他の観光軸」に細類型)

【地区の概要】

利便性・安全性とともに、赤城山等の眺めを背景とした調和のとれた道路景観の形成が求められる軸。また地域の資源や魅力、観光地をつなぐ、個性ある沿道景観を楽しめる軸。

前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造において、広域域都市軸、放射都市軸、環状都市軸に位置付けられた幹線道路とその沿道地区から構成される地区など。

都市軸の共通指針

(大景観)

連続的に映し出されるまちなみと表情を変える赤城山等の眺めからなる道路景観を保全する。

その他の指針は類型共通指針による。

(小景観)

道路景観を構成する公共設備や街路樹、歩道、公共サインなどの公共施設はもとより、沿道の建築物等や屋外広告物についても、統一感の感じられる道路景観形成を心がける。

その他の共通指針は類型共通指針による。

都市軸の共通基準

(大景観)

道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する。

その他の基準は類型共通基準による。

(小景観)

道路、交通設備、街路灯、歩道、公共サインなどの公共施設、沿道の建築物等や屋外広告物は、沿道のまちなみとして連続性が感じられるよう、統一感のある配置掲出方法とする。

大規模な建築物は、適度な壁面後退や接道部の緑化などにより、ゆとりと広がりのある道路景観形成を心がける。

敷地内に配置又は建築物等に付随する屋外広告物は、建築物等の壁面や周囲と共通性のある色彩を採り入れるなど、建物全体及び周辺の色調との調和やバランスに配慮し、調和感のある沿道のまちなみを形成する。

その他の基準は類型共通基準による。

拠点景観… B - 1 観光軸

観光軸の指針

(大景観)

赤城山の豊かな自然を大切に保全し、地域の資源や魅力、観光地をつなぐ個性ある沿道景観を楽しめる軸となるよう努める。

その他の指針は都市軸共通指針による。

(小景観)

沿道の建築物や屋外広告物は、赤城山などの自然との調和を感じられる景観形成に努める。

豊かな自然環境を大切に保存し、観光軸として魅力があり、美しい山並み風景や眺望風景を生かした景観形成に努める。

その他の指針は都市軸共通指針による。

観光軸の基準

(大景観)

建築物等や屋外広告物は、主要な視点場(展望台、観光施設、公共施設)からの南側に広がる市街地の眺望や、赤城山への眺めに配慮した配置掲出方法とする。

沿道の樹木や草花などの緑化は、観光軸の魅力を高めるものとするため、周辺の緑と調和を図りながら、適切な維持管理を行う。

建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。

建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。

その他の基準は都市軸共通基準による。

(小景観)

建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする。

建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める。

道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、来訪者に分かりやすいものとするとともに、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める。

その他の基準は都市軸共通基準による

拠点景観… B - 2 その他の都市軸

その他の都市軸の指針

(大景観)

指針は都市軸共通指針とする。

(小景観)

指針は都市軸共通指針とする。

その他の都市軸の指針

(大景観)

基準は都市軸共通基準とする。

(小景観)

基準は都市軸共通基準とする。

軸的景観・・・C 鉄道軸

【地区の概要】

印象的な風景とともに、前橋の原風景を創り出す上で重要な役割が求められる軸。

前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造において、軌道交通軸に位置付けられた、上越線、両毛線、上毛電鉄とその沿線地区から構成される地区。前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点。

鉄道軸の指針

（大景観）

車窓に映し出される連続的なまちなみや自然の風景と、表情を変える赤城山等の眺めを保全する。

線路沿いや踏切から見える沿線のまちなみや自然の風景と、遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺めを保全する。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

駅舎などの鉄道施設は地域の顔となるよう、周辺環境も含め、地域性の感じられる景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

鉄道軸の基準

（大景観）

沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓から見える赤城山等の連続的な眺望を阻害しない配置掲出方法となるよう配慮する。

沿線の建築物等や屋外広告物は、線路沿いや踏切から遠望される赤城山等や大規模な建造物・樹木などの眺望に配慮した配置掲出方法とする。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

駅舎などの鉄道施設はもとより沿線の道路や公共サインなどの公共施設も含め、地域性を大切にされた配置意匠とする。

沿線の建築物等や屋外広告物は、車窓からの眺めを意識し周辺の風景と調和した配置掲出方法とする。

その他の基準は類型共通基準による。

軸的景観・・・D 河川軸

【地区の概要】

地域の景観の骨格をなすとともに、環境の向上を図る上で重要な役割が求められる軸。

緑の基本計画において、水と緑の軸に位置づけられた、利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川、寺沢川、藤沢川、天狗岩用水・滝川とその河川沿いから構成される地区など。

河川軸の指針

（大景観）

豊かな自然環境を有する河川景観と河川沿いのまちなみ、背景にひろがる赤城山等の眺めから構成される奥行きのある開かれた自然景観を保全する。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

河川周辺に分布する樹木や寺社などの景観資源と一對となった風景を保全し、橋梁や護岸施設、柵、遊歩道などの公共施設、河川沿いの建築物等や屋外広告物を含め、統一感の感じられる河川景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

河川軸の基準

（大景観）

河川に面する建築物等や屋外広告物は、対岸や橋上などからみる赤城山等と豊かな河川景観からなる奥行きのある眺望に配慮した配置掲出方法とする。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

川堤の並木、寺社、鎮守の森などの眺望の対象となる資源に隣接する建築物等や屋外広告物は、周辺の風景と調和した配置掲出方法とする。

河川沿いに立地する建築物等の色彩は、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とするなど、河川及び河川敷の色合いと調和するものとする。また、河川軸に沿っての連続性にも配慮する。

橋梁や護岸施設、安全柵、遊歩道、公共サイン等の公共施設は、豊かな河川景観の一部として統一感のある配置掲出方法とする。

橋梁及び連続する工作物の色彩は、水＝青系などの単純な連想や周囲から極端に突出する高彩度色を避け、川面や河川敷の色彩と美しく調和する色彩を用いるよう心がける。

建築物等は、河川などの水辺空間に隣接する場合、建物の中から水辺を眺められる工夫や自由に歩行者が水辺に近づける歩行路の開放など、水辺への意識の高まる敷地利用を心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

都市的景観・・・E 商業・業務地区

（「本庁管内地区の中心市街地」と「その他の商業・業務地区」に細類型）

【地区の概要】

商業地、業務地として利用されることがのぞましく、まちの活力やにぎわいづくりに配慮すべき地区。前橋のまちに品格を与える本庁管内地区の中心市街地と、その他の商業・業務地区から構成される地区。

商業・業務地区共通指針

（大景観）

連続する建築物群と背景となる赤城山等の眺めによって構成される、美しい都市景観を形成する。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

各地区の特徴を生かしながら、オープンスペースや公共性の高い空間の修景などにより、活力・にぎわい創りや人の集まる快適性の高い景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

商業・業務地区共通基準

（大景観）

基準は類型共通基準による。

（小景観）

建築物等は、接道部の緑化や低層部の形態・色彩・意匠の工夫などによりにぎわいの連続性に配慮する。

大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、まちのにぎわいづくりに寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、シンボルツリーの配置等により、周辺環境と調和した交流空間の創出に努める。

人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出するよう努める。

建築物等は、周囲の建物等と共通性のある色彩を部分的にアクセントカラーとして用いるなど、色彩に協調性を出すよう心がける。特にテナントビルでは、建物全体が調和した質の高いものとなるよう色彩に配慮する。

屋外広告物は、まちなみから突出しすぎない色彩を用いるなど、建物全体及びまちなみとの調和やバランスに配慮し、自然と目に入るデザインを心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

E - 1 本庁管内地区の中心市街地

本庁管内地区の中心市街地の指針

(大景観)

連続する大規模な建築物群のスカイラインと背景にある赤城山等の眺めの対比が創り出す、自然と都市の風景が際立つ都会的景観を保全する。

その他の指針は商業・業務地区共通指針による。

(小景観)

政治、経済、文化の中心地として蓄積された歴史的・文化的資源や、都市を貫く豊かな自然環境としての利根川・広瀬川、ケヤキ通りを始めとする勢いのある樹木資源を主体として生かす景観形成を心がける。

その他の指針は商業・業務地区共通指針による。



本庁管内地区の中心市街地の基準

(大景観)

基準は商業・業務地区共通基準による。

(小景観)

建築物等は、周辺に地区景観を特徴付ける明治から昭和初期に建てられた近代建築物等(群馬会館、前橋カトリック教会、レンガ倉庫など)がある場合は、それらの外観に配慮した配置意匠とすることにより、統一感の感じられる都市景観形成を心がける。

建築物等は、地区景観を特徴付ける利根川、広瀬川、馬場川、風呂川などの河川に面する場合は、川面への空間的なつながりや川側からの見え方に配慮した配置意匠とすることにより、建築物等と河川が一体をなす都市景観形成を心がける。

建築物等は、周辺に地区景観を特徴付けるケヤキ通りやシンボルツリーなどの樹木がある場合は、それらの四季折々の色彩の変化に配慮し、樹木の佇まいを風景の一部に取り込んだ配置意匠とする。

その他の基準は商業・業務地区共通基準による。

E - 2 その他の商業・業務地区

その他の商業・業務地区の指針

(大景観)

それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に調和し、背景にある赤城山等の眺めに配慮した景観形成を心がける。また、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。

その他の指針は商業・業務地区共通指針による。

(小景観)

それぞれの地域のもつ歴史的・文化的背景を考慮し、隣接する住宅地区や田園地区への景観の影響も配慮しつつにぎわいのある都市景観を形成する。

その他の指針は商業・業務地区共通指針による。

その他の商業・業務地区の基準

(大景観)

建築物等は、それぞれの地域のもつ地形や周辺環境に配慮し、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。

その他の基準は商業・業務地区共通基準による。

(小景観)

住宅地区や田園地区に接する建築物等は、各地区の持つ特性を配慮し、急激な景観的变化を避け地区境界であることを意識した配置意匠とするよう努める。

その他の基準は商業・業務地区共通基準による。

都市的景観・・・F 住宅地区

(「既成市街地」と「住宅団地」に細類型)

【地区の概要】

低密住宅地、一般住宅地、複合市街地として利用されることが望ましく、住宅地としての快適性に配慮すべき地区。

本庁管内地区を中心に拡大した既成市街地と、昭和30年代以降の団地開発により造成された大規模住宅団地から構成される地区など。



住宅地区共通指針

(大景観)

連続した中低層住宅群の家並みと、背景となる赤城山等の眺めが創り出す景観が、豊かな居住環境の創出に寄与しており、これらの景観を保全する。また、それぞれの地域の持つ地形の起伏を生かした景観形成に配慮するとともに、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

(小景観)

隣接する家並みと調和するよう配置意匠に配慮し、居住環境の向上につながる公共性の高い空間の修景に心がけるとともに、地域を流れる河川資源や周辺にある地区景観を特徴付ける建築物等や寺社、鳥居などの文化資源、地域景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源と調和した景観形成を図ることを心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

住宅地区共通基準

（大景観）

敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける。

建築物等は、まちなみ全体として落ち着いた景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩を避けるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める。

建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける。

赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など公共的空間の設置による居住環境の向上に努める。

人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出する。

地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める。

住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する。

塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせるなど、沿道環境の調和を図る。

敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める。
その他の基準は類型共通基準による。

F - 1 既成市街地

既成市街地の指針

(小景観)

(大景観)

指針は住宅地区共通指針による。

住商の混在する既成市街地においては、まちのにぎわいと快適な居住環境の共存が図られるよう、緑化やオープンスペースの確保とともに、にぎわい空間の創出にも心がけた景観形成に努める。

その他の指針は住宅地区共通指針による。

既成市街地の基準

(大景観)

基準は住宅地区共通基準による。

(小景観)

複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部のにぎわいの創出などに努める。

その他の基準は住宅地区共通基準による。

F - 2 住宅団地

住宅団地の指針

(大景観)

まとまりのある連続した住宅群が創り出す家並みと、背景となる赤城山等から構成される豊かな居住景観を保全する。

(小景観)

田園地区に隣接する住宅団地は、田園地区の美しい風景を保全するため、田園地区との境界部分のしつらえに配慮する。

その他の指針は住宅地区共通指針による。

住宅団地の基準

(大景観)

建築物等は、屋根や壁面の色相の調整や、屋根の形状の統一、生垣など植栽帯の統一などから生み出される、まちなみ全体として地域性が感じられる景観形成に努める。

その他の基準は住宅地区の共通基準による。

(小景観)

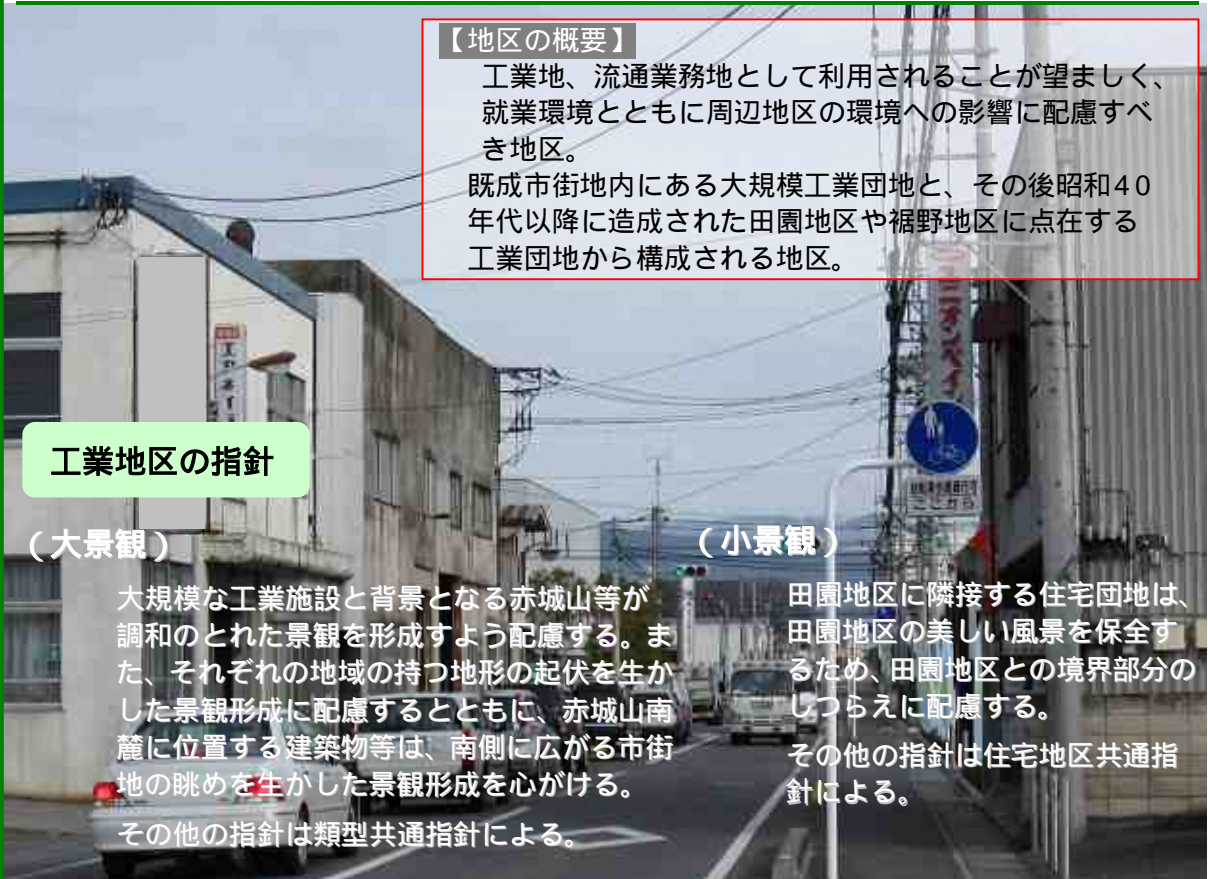
住宅団地の地区境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、団地としてのまとまりのある景観を形成すよう心がける。

建築物等の敷地周囲部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する。

その他の基準は住宅地区の共通基準による。



都市的景観… G 工業地区



【地区の概要】

工業地、流通業務地として利用されることが望ましく、就業環境とともに周辺地区の環境への影響に配慮すべき地区。

既成市街地内にある大規模工業団地と、その後昭和40年代以降に造成された田園地区や裾野地区に点在する工業団地から構成される地区。

工業地区の指針

（大景観）

大規模な工業施設と背景となる赤城山等が調和のとれた景観を形成すよう配慮する。また、それぞれの地域の持つ地形の起伏を生かした景観形成に配慮するとともに、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

田園地区に隣接する住宅団地は、田園地区の美しい風景を保全するため、田園地区との境界部分のしつらえに配慮する。

その他の指針は住宅地区共通指針による。

工業地区の基準

（大景観）

敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける。

田園地区に隣接する工業地区の建築物等は、地形の起伏を考慮した配置意匠や植栽の配置など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

工業地区の境界部分に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、周辺地区に与える影響をできるだけ軽減すよう配慮する。

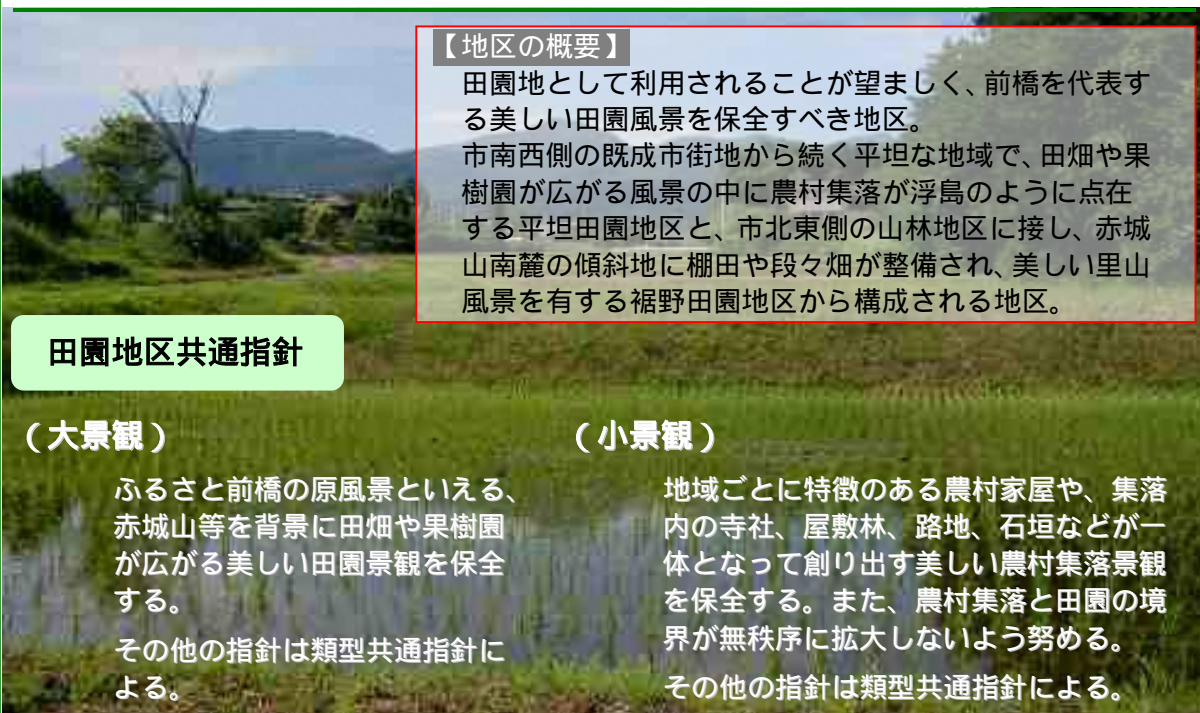
敷地周辺部は、植栽を配置するとともに塀などを設ける場合は、可視性の高いフェンスを使用するなど開放感の高い敷地利用を心がける。

敷地内は緑化に努め、特に前面道路への植栽帯の配置に努めるとともに、大規模な生産施設や倉庫等は、建物の配置意匠や植栽の配置などを考慮し、できるだけ周辺景観への圧迫感や威圧感を軽減すよう配慮する。

敷地内は、四季を通じて親しめる植栽により、親しみやすい空間を演出する。

その他の基準は類型共通基準による。

自然的景観・・・H 田園地区



【地区の概要】

田園地として利用されることが望ましく、前橋を代表する美しい田園風景を保全すべき地区。
市南西側の既成市街地から続く平坦な地域で、田畑や果樹園が広がる風景の中に農村集落が浮島のように点在する平坦田園地区と、市北東側の山林地区に接し、赤城山南麓の傾斜地に棚田や段々畑が整備され、美しい里山風景を有する裾野田園地区から構成される地区。

田園地区共通指針

（大景観）

ふるさと前橋の原風景といえる、赤城山等を背景に田畑や果樹園が広がる美しい田園景観を保全する。
その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の寺社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出す美しい農村集落景観を保全する。また、農村集落と田園の境界が無秩序に拡大しないよう努める。
その他の指針は類型共通指針による。

田園地区共通基準

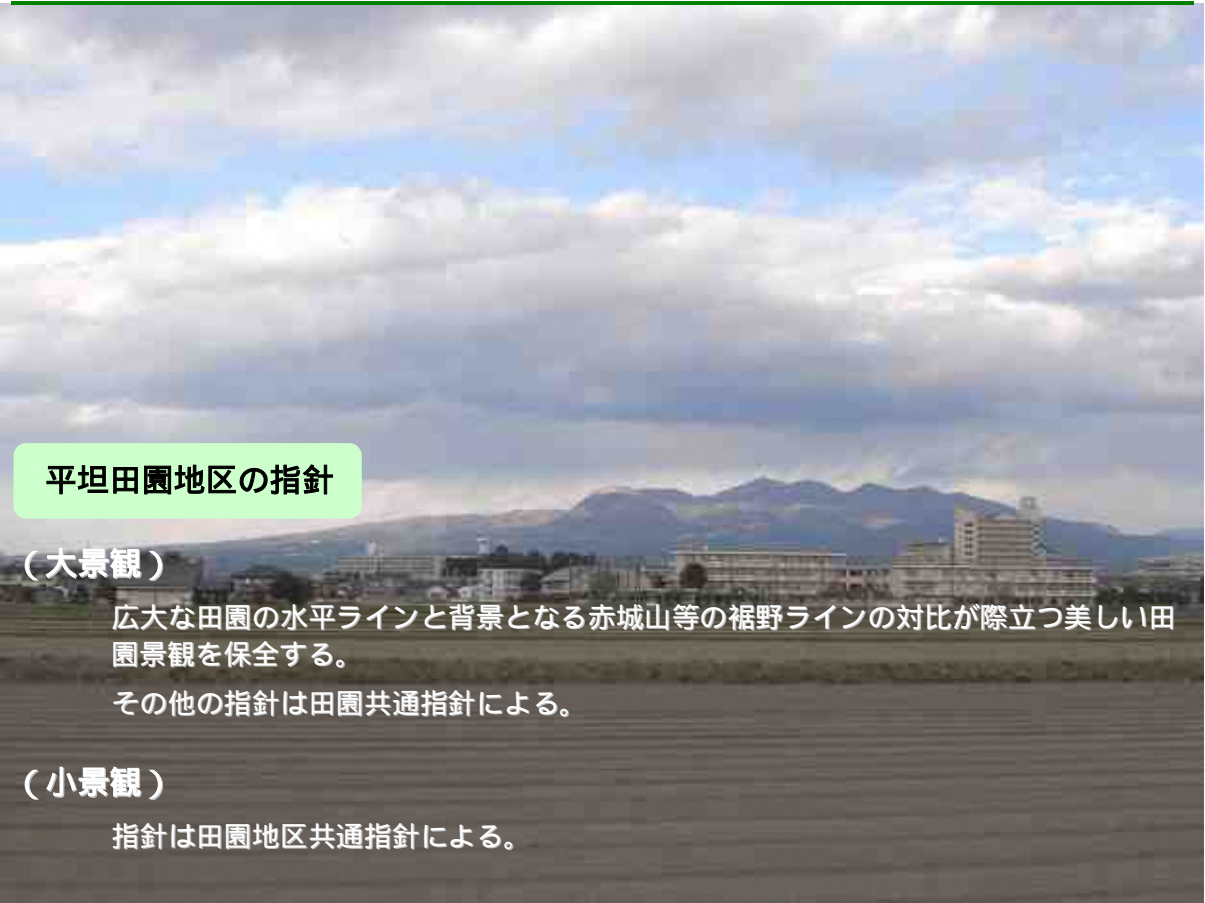
（大景観）

美しい広がりのある農地景観を保全するため、建築物等や屋外広告物は、既存集落内に集約するよう努める。
建築物等は、地形の特徴、背景となる赤城山等の容態などに配慮した屋根形状など、美しい田園景観に寄与する配置意匠とする。
建築物等の屋根は、低明度かつ低彩度色を用い、周辺の田園や背景の山並みと調和したものとする。
その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

建築物等は、地域ごとに特徴のある農村家屋や、集落内の寺社、屋敷林、路地、石垣などが一体となって創り出している美しい農村集落景観と調和した配置意匠とする。
建築物等の壁面は、自然景観の季節変化を考慮し、木材や石材、土などの自然素材色と共通する色彩を基調とする。
塀を設ける場合は、自然素材を使用したり、色彩・素材・意匠をそろえたりして、沿道環境の調和を図る。また、生垣や敷地内緑化を積極的に行う。
農村集落と田園との境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、互いの景観を引き立たせるよう努める。
地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮（隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど）し、地域の文化的景観の醸造に努める。
その他の基準は類型共通基準による。

H - 1 平坦田園地区



平坦田園地区の指針

(大景観)

広大な田園の水平ラインと背景となる赤城山等の裾野ラインの対比が際立つ美しい田園景観を保全する。

その他の指針は田園共通指針による。

(小景観)

指針は田園地区共通指針による。

平坦田園地区の基準

(大景観)

建築物等や屋外広告物は、田園の水平ラインと背景の赤城山等の裾野に沿ったラインの対比が際立つよう、平坦な広がりをもつ美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法に努める。

その他の基準は田園地区共通基準による。

(小景観)

基準は田園地区共通基準による。

H - 2 裾野田園地区



裾野田園地区の指針

(大景観)

赤城山等の眺めと裾野田園地区の緩やかな傾斜と起伏ある地形が生み出す奥行きのある美しい里山風景を保全する。また、南側に広がる市街地の眺めに配慮した景観形成を心がける。

その他の指針は田園地区共通指針による。

(小景観)

農村集落が棚田や段々畑などの眺めと一体となって創り出されるまとまりのある美しい田園景観を保全する。

その他の指針は田園地区共通指針による。

裾野田園地区の基準

(大景観)

建築物等や屋外広告物は、棚田や段々畑などの里山風景と背景にある赤城山等の眺めが創り出す美しい農地景観を阻害しない配置掲出方法とする。

建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏を考慮した屋根形状など、地形との一体感の感じられる配置意匠とする。

赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。

その他の基準は田園地区共通基準による。

(小景観)

農村集落と農地や山林との境界を意識し、それぞれを引き立たせる景観を形成するよう努める。

その他の基準は田園地区共通基準による。

自然的景観・・・Ⅰ 森林地区

【地区の概要】

市北側に位置する勾配の急な山林地で、主に保安林に指定されている地区。

森林地区の指針

（大景観）

背景となる赤城山の眺めと、南側に広がる市街地の眺望や南西部に連なる山々の眺めを保全する。

その他の指針は類型共通指針による。

（小景観）

豊かな自然景観を大切に保全し、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした景観形成に努める。

その他の指針は類型共通指針による。

森林地区の基準

（大景観）

建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、地形との一体感を感じられる配置意匠とする。

赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。

その他の基準は類型共通基準による。

（小景観）

建築物等や屋外広告物は、豊かな自然景観を壊さないよう周辺環境に調和した配置掲出方法とする。

建築物等は、変化に富んだ美しい山並み風景や眺望風景を生かした配置意匠とすることにより、周辺の自然環境を取り入れた質の高い景観形成に努める。

道路や交通設備、公共サインなどの公共施設などは、統一感のある配置掲出方法とし、連続する緑の風景を壊さず、質の高い景観形成に寄与するよう努める。

その他の基準は類型共通基準による。

要素別基準

- 1 建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準

1 外観
<p>(1) 同一敷地内の建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、植栽、その他必要な施設などは、全体として一体感のある外観となるよう、配置掲出方法に配慮する。</p> <p>(2) 屋外階段、配管、柵、室外機など、建築物等に付帯する設備類は、建築物等本体との調和を図り、次の例示を参考に必要な修景を行う。</p> <p>ア 形態や使用する材料は、建築物等の本体と共通性を持たせる。</p> <p>イ 色彩の調和を図る。</p> <p>ウ ア、イが実施できない場合や実施しても目立つ場合は、ルーバー や植栽などで覆う。</p> <p style="padding-left: 40px;">ルーバー：羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて縦若しくは横方向に平行に組み、羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の視線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができる装置。</p> <p>(3) 建築物等の外観の色彩は、赤城山等の眺めを美しく引き立て、建築物等において一般的に多く使われている色彩を用いるなど、周辺のまちなみと調和したものとす。特に、周辺から突出する高彩度色や極端な高明度および低明度色の使用は避ける。</p> <p>(4) 建築物等の単体としての色彩調和にとどまらず、周辺の建築物等との色彩調和に十分に配慮する。</p>
2 屋上部・頂部
<p>(1) 建築物等の屋根は、背景となる山並みや周辺の家並みと調和したものとすするため、建築物等の高さやスカイラインなどの急激な変化を避けるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。</p> <p>ア 屋根等の高さのバランスや形状を工夫し、隣接する建物との連続性及び単体としてのゆるやかなスカイラインを形成する。</p> <p>イ 勾配屋根など、屋根形状の整ったまちなみでは、それらとの調和を図る。また地域によって、屋根形状に特徴がある場合は、それらに配慮した形状とするよう努める。</p> <p>(2) 屋上設備は、建築物等と一体的に背景となる山並みや周辺のまちなみ景観と調和したものとすよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。</p> <p>ア 壁面の立ち上げや屋根、ルーバーなどの覆いを設ける。</p> <p>イ 外部から目立ちにくい配置にするなど、可能な限り露出を避ける。</p> <p>(3) 建築物等の頂部等周囲から突出する部分や屋上部に設置される屋外広告物は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和する配置掲出方法となるよう配慮する。</p>

3 壁面

- (1) 周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、その軽減を図るため、次の例示を参考に必要な修景を行う。
- ア 壁面形状に凹凸や雁行等をつける。
 - イ 単調になりすぎないように、色面の変化、柱の配置、飾り目地などの分節的デザインを施す。
- (2) 高層建築物の低層部の壁面は、通りの連続性やオープンスペースの確保等に配慮した配置・形態・意匠となるよう、次の例示を参考に必要な修景を行う。
- ア 周囲の建物と共通性のある意匠を施す。
 - イ 開放性の感じられる意匠とする。
 - ウ まちなみの連続性に配慮しつつ、適度な壁面後退により植栽スペースを設置するなどし、オープンスペースの確保に努める。

4 外構

- (1) 建築物等の外観の一部となる外構は、周辺環境へのゆとり空間の創出と緑化に努める。
- (2) 建築物等の接道部分の外構は、隣接する周辺の外構と色彩・意匠をそろえたり、生垣などの植栽によって連続性を持たせるなど、周辺との調和に配慮する。
- (3) 大規模な建築物等は、シンボルとなる高木を配置するなど、風景にアクセントをつけ、印象的な景観を形成するよう心がける。

5 照明

- (1) 建築物等や、屋外広告物、付帯設備、駐車場、外構などの照明は、周辺環境への影響に配慮しつつ、設置する景観類型地区にふさわしい効果的な夜間景観の演出を図るよう努める。

6 建築物等に付随する施設等の配置意匠

- (1) 建築物等に付随する駐車場、駐輪場、ゴミ集積所その他の施設等は、周囲から目立たない配置意匠とするよう努める。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態・意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化などにより修景に努める。

- 2 その他の行為毎の基準

1 土地の区画形質の変更

- (1) 造成に際しては、現在の地形を活かすとともに、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。
- (2) 法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、表情を持った修景を行う。
- (3) 土地の区画形質の変更に伴い擁壁を設置する場合は「2 擁壁」の基準を準用する。

2 擁壁

- (1) 緑豊かな斜面地景観を大切に、既存樹木の保全及び活用または代替緑化に努める。
- (2) 擁壁は、勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うとともに、樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。
- (3) 周辺から望見される擁壁は、自然石の使用や自然石調などの仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。
- (4) 傾斜地における棚田や段々畑など、周辺に石垣や石積みの用いられている地域などにおいては、擁壁や法面に、積極的に地域の石積みの工法を取り入れ、地域性を継承するよう努める。

3 屋外における物品等の集積又は貯蔵

- (1) 物品や廃棄物等の集積又は貯蔵は、極力屋外を避け、やむを得ず屋外に集積等を行う場合は、周辺の景観を乱さないよう高さ・配置に配慮し、積み上げ方を整然とする。
- (2) 周辺から目立たないように生垣等により遮蔽に努める。

4 木竹の伐採又は植栽

- (1) 道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。
- (2) 木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植栽や周辺でよく用いられている植樹の活用等、地域性を考慮し、景観類型地区ごとにふさわしいゆとり空間の創出に配慮する。

(4) 景観重要建造物の指定の方針

以下に示す項目に該当する建造物のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定して、積極的にその保全・活用に努めます。

優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの。
 地域の歴史や文化を感じさせる、または創出していくことが期待できるもの。
 故事、伝承にまつわる建造物で古くから地域住民に親しまれているもの。
 地域の良好な景観形成の規範となるもの。

(5) 景観重要樹木の指定の方針

以下に示す項目に該当する樹木のうち、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定して、積極的にその保全・活用に努めます。

その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの。
 地域の歴史や文化を感じさせるもの。
 故事、伝承にまつわる樹木で古くから地域住民に親しまれているもの。
 まちかどなど、アイストップ となる景観形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの。

アイストップ：見通しの良い直線路の先に存在し、人の視線を受け止める対象物のこと。T字路の突き当たりの時計台、シンボルツリーなど

(6) 屋外広告物等の設置に関する行為の制限

屋外広告物に係る行為の制限については、前橋市屋外広告物条例に制限内容が定められています。また、より質の高い景観形成を目指し、「調和ある景観形成基準」においてより積極的な制限事項を定めています。

(7) 景観重要公共施設の指定等に関する事項

良好な景観形成に重要な役割をもつ道路、河川、公園等の公共施設について、管理者等との協議により、地域の景観形成にふさわしい整備や占用許可等の基準を定めます。